

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和元年12月27日 06時50分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第5区助松ふ頭第2号岸壁 泉北大津東防波堤灯台から真方位125°860m付近 （概位 北緯34°31.2′ 東経135°23.7′）
事故の概要	自動車渡船はっこう21は、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	自動車渡船 はっこう21、2,187トン
船舶番号、船舶所有者等	136451、有限会社三原汽船（船舶管理人）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷中央部外板に凹損 岸壁 船体塗料付着
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風速 約10m/s（最大瞬間風速 約22.1m/s）、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の末期 泉大津市には、令和元年12月26日16時05分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか8人が乗り組み、船長が船橋で入港操船に当たり、船首を南西方に向け出船左舷着けとする目的で、西風が強いので操船を支援するタグボート1隻を右舷船尾に配置し、右舷錨を投下して右回頭を行った後、後進しながら岸壁に平行に接近中、船体が岸壁方向に圧流されて左舷中央部が岸壁に衝突した。 船長は、タグボートを要請した頃、西風が約10m/sであったのでタグボート1隻で着岸できると思い、タグボート2隻を使用していなかったが、1隻では操船支援としては不足で、2隻のタグボートを要請すべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表され、風速約10m/sの西風が吹く状況下、左舷着けで着岸作業中、タグボート2隻は必要ないと思い、タグボート1隻のみを使用して岸壁に接近したことから、船体が岸壁方向に圧流され、左舷中央部が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、強風注意報及び波浪注意報が発表され、風速約10m/sの西風が吹く状況下、左舷着けで着岸作業中、タグボート2隻は必要ないと思い、タグボート1隻のみを使用して岸壁に接近した

	<p>ため、船体が岸壁方向に圧流され、左舷中央部が岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 強風下で離着岸作業を行う場合、風の影響を考慮して必要な数のタグボートを配置すること。